

福祉サービス第三者評価事業・守秘義務及び倫理に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「本会」という。）福祉サービス第三者評価事業部運営規則第17条に基づき、福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）における守秘義務及び倫理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(守秘義務)

第2条 本会の第三者評価事業における評価機関及び評価調査員は、第三者評価事業を実施する上で、知りえた評価対象事業所並びに利用者等に関する情報を第三者に漏洩してはならない。秘密の保持は、事業に携わった後も同様とする。ただし、調査の際に虐待等（利用者の人権、生命、身体等に対する重大な侵害等）の事実を確認したとき又は、明らかな法令違反等が認められたときには、監督行政機関等に情報を提供できるものとする。

(情報管理義務)

第3条 第三者評価事業の実施に際して収集される情報は、評価実施に必要な範囲内のものにとどめ、評価以外の目的で使用してはならない。

2 前項で収集された情報は、事務局にて保管し、原則、持ち出し禁止とする。ただし、情報を持ち出すことが必要な場合は、会長の許可を得て行うものとする。

(倫理)

第4条 第三者評価事業の実施に際し、「社会福祉士の倫理綱領」を遵守するものとし、サービス利用者やその家族の人権を十分に尊重するものとする。

(調査の強要の禁止)

第5条 第三者評価事業の実施における調査において、事業所並びに事業所職員、サービス利用者やその家族において、調査協力の強要をしてはならない。

(公平・公正)

第6条 第三者評価事業の実施において、公平・公正でなければならない。

2 評価調査員は、評価対象事業所と利害関係のない者の中から、第三者評価事業運営委員会の推薦により、本会会長が委嘱するものとする。

3 前項の「利害関係を持たない者」の判定については、評価調査員から別に定める誓約書を徴することができる。

(その他)

第7条 その他、必要な事項は、会長が定めることができるものとする。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1 この細則は、2020年4月1日から遡って施行する。

2020年11月11日制定